留置業務改善委員会運営要綱の制定について

昭和55年12月19日

例規（留）第36号

最近改正　令和３年３月26日例規（務）第40号

留置及び護送業務の刷新強化と整備に関する総合的な施策の策定に必要な調査及び研究を行うため、この度、留置業務改善委員会運営要綱を別記のとおり定め、昭和56年１月１日から実施することとしたので適切な運営に協力されたい。

別　記

留置業務改善委員会運営要綱

第１　趣旨

この要綱は、留置業務改善委員会（以下「委員会」という。）の任務、構成、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

第２　任務

委員会は、留置及び護送業務の改善に関する総合的な施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

第３　構成

１　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長には総務部長、副委員長には留置管理課長をもって充てる。

３　委員には、次の者をもって充てる。

(１)　施設課次長

(２)　留置管理課次長

(３)　警務課調査官（企画担当）

(４)　生活安全総務課管理官（企画担当）

(５)　地域総務課管理官（企画担当）

(６)　刑事総務課管理官（企画・養成担当）

(７)　交通指導課次長

(８)　警備総務課管理官（企画担当）

(９)　その他委員長が指名する者

第４　運営

１　委員会は、委員長が必要の都度招集し、議事を主宰する。

２　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

第５　庶務

委員会の庶務は、総務部留置管理課において行う。